

支部ニュース

団東京

2010年12月 No. 445

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

●ソフトボール大会特集

- ・ソフトボール大会を終えて……………横山 聡
- ・東京合同、かく戦えり（第22回ソフトボール大会戦記）……東京合同法律事務所
- ・ソフトボール大会でM・V・P……………島袋宗太
- ・秋のソフトボール大会に参加して……………伊吹勝美
- ・ソフトボール大会に参加した修習生の感想
- ・自由法曹団東京支部第22回ソフトボール大会の記録
- ・自由法曹団東京支部ソフトボール大会 歴代優勝チーム

●若手弁護士へのメッセージ

- ・私の想ったこと……………関原 勇
- ・坂本福子先生「若手弁護士へのメッセージ」を読んで……………大久保佐和子

●「東京・9条まつり」に3000人……………島田修一

- ・東京・9条まつりに参加して……………水田敦士

●自由法曹団東京支部第39回総会のご案内と実施要領

●自由法曹団に期待する……………新堰義昭

●事務所紹介（新和総合法律事務所）……………坂口禎彦

●11月幹事会記録

●日誌

ソフトボール大会特集

ソフトボール大会を終えて

事務局長 横山 聡

10月末に予定していました大会を、悪天候で延期しました。当初は中止を考えていましたが、せっかくの行事ですし、参加できる範囲でもやろう、ということになり、急きょ11月22日という連休の谷間に日程を入れました。

「急きょ」なだけあって、残念ながら出場は5チームになってしまいましたが、参加した皆さんは楽しそうに頑張っていて奮闘されたし、大きな怪我もなかったのも、開催した側としても喜ばしい限りでした。

11月下旬だった割に寒くなかったのはありがたかったのですが、午後から雨が降るという予報で不安でした。朝から雨模様で午前中の開催直後に少し雨脚が強くなったので、「また中止か!」と一時不何がよぎりましたが、とにかく強行してみたところ、何とか雨をしのぎ切れしました。結果は昨年優勝チームが最下位と、個人的には残念でしたが。

今回は、修習予定者の皆さんが多く参加して下さいましたことが特徴かと思います。ちょうど修習開始の直前で、懇親会で色々な修習生が情報交換できる場を提供できたようなので、そのことでも大会の開催の意味があったと思います。



打ち損ねた！

来年も、多数の修習予定者の参加を期待したいところです。また、初参加となったひめしや法律事務所の皆さんは、次回はぜひソフトボール部の「本隊」で実力発揮をお願いします。来年の大活躍が期待できる台風の目になりそうですが、台風そのものは連れてこないでください。

今回の教訓として、来年より「予備日」をあらかじめ入れておくことを考えております。本部総会が終わった10

月末に本来の開催日を決め、天候不順だった場合のためにあらかじめ11月中旬までに予備日を決めて、皆さんが参加予定をたてられるようにしたいと思います。来年は、今年以上の盛り上がりを目指して頑張りたいと思います。参加した皆さん、ご苦労様でした。



ナイスバッティング



クロスプレー／きわどくアウト！

東京合同、かく戦えり

(第22回ソフトボール大会戦記)

東京合同法律事務所

- 1 10月28日夕刻、1通のFAXが事務所に舞い込んだ。送信元は団東京支部。「明日予定されているソフトボール大会は雨天中止。11月22日(月)に延期」と記載されていた。

このFAXを目の当たりにして「これぞ優勝の最大のチャンス到来」と考えたのは当事務所だけであっただろうか。

近年のソフトボール大会は、「東京支部最大の行事」(誤解を招くかもしれないが、これは現支部長自身の言葉である)として興隆し、昨年の第21回大会では参加チームは14チームを数えた。

しかしながら、大会が興隆するのに比例して優勝への道程は険しくなる。昨年優勝のY総合チームは5勝して栄冠に輝いたが、相手のある勝負事で5試合を勝ち抜くのは至難の業である。実力を超えた勝ち運をも呼び込まなければ到底優勝はおぼつかないであろう。現に昨年優勝のY総合チームは今大会では振るわなかったし、一昨年優勝を果たした当事務所も昨年は12位に落ちこんだ。

今大会も苦戦を覚悟していたところ、舞い込んだのが上記のFAXである。直前の日程変更で、しかも延期日は11月22日、連休はざまの月曜日であり、人員確保の点ではこれ以上ない困難を伴う日程であった。

普通に考えれば、人員確保が困難となれば、参加チームの減少は不可避となり、仮に参加できても戦力ダウンは必至である。

しかしながら、ここをこらえ、戦力を維持して大会参加を果たせば、逆に優勝の二文字は限りなく近づいてくる。上記FAXは、「準備を怠りなく行ったチームが勝つ」という「天の声」と解釈すべきものであった。

- 2 かくて当事務所は、「狙って優勝する」ための準備に入った。

困難な日程ではあったものの、上記FAX翌日には、事務所から大会出場の許可を取り付け、参加メンバーを募ってチーム編成に着手した。

弁護士の参加は現支部長を含めてわずか2名と振るわなかったものの(仕事や家庭を理由に不参加を決め込んだ若手弁護士には猛省を促したい)、事務所を愛する事務局は、業務上の支障を覚悟の上で趣旨に賛同し、年齢の若い順に4名の強者を送り出してくれた。

また、併せて親交が厚い港区議団に協力を要請したところ、野球経験者2名の参加を得た。特に2名のうちの1人、K区議は、大会翌日に区議会委員会での質問を控えており、質問準備に忙殺されていたにもかかわらず、快く出場を了解してくれた。

さらに望外なことに、東京T部事務所の事務局F氏より参加表明をいただいた。F氏は若年の野球経験者であり、当日大きな戦力となることが期待された。

かくして当事務所は、単独チームとしての参加に必須な9名の人員を確保したのみならず、優勝を狙うに足りるだけの戦力も確保した。勝つための環境、すなわち「地の利」を得たのである。

3 そして迎えた大会当日。団東京支部から、IさんとSさんの2名の64期修習予定者の割り当てを受け、総勢11名のメンバーで戦いを挑むことになった。

初めて顔合わせをするメンバーを含むチーム構成とはなったが、皆勝利を追求し、チーム一丸となって頑張った。

大会MVPとなった島袋さんは最後は両足にけいれんを起こして走れなくなったほどであったし、既述のF氏も彼の放った本塁打は4試合で5本にも及び、事務所の垣根を越えて優勝のために奮闘してくれた（ちなみに初戦の最終回裏の攻撃、1点差で敗色濃厚の状況で起死回生の同点本塁打を放ったのも彼である。彼は大会後の懇親会において「一杯おごるから来年も合同で出場を」との甘言をきっぱりと断り、「来年は東京T部事務所で優勝を目指します」と言うほどの好青年であったが、彼の活躍は、東京T部事務所ではどのように総括されているのであろうか）。

さらに当日参加の修習生も、未経験者であったものの、一生懸命走り、また声を枯らして応援してくれた。

このように「地の利」を整え「人の和」をもった集団に天運が味方に付かないわけはない。大会当日は午前中から小雨模様で天気予報も芳しくなかったが、1試合目の途中から雨は上がり、午後には日差しが見えるほどになった。

また、最終試合のJ北事務所戦（勝ったほうが優勝というゲームであった）、同点で迎えた最終回二死満塁で打席が回ったのは東京支部から割り当てられた修習生のIさんであったが、彼の放ったピッチャーゴロは相手のエラーを呼び、走者一掃の三塁打となった。

4 かくして当事務所は、J北事務所を突き放して最終戦で勝利し、優勝を遂げた。

「天の利、地の利、人の利」を活かした勝利であり、「知」を尽くした必然の勝利であった。

（但し、我が事務所が誇る知将・荒井新二は当日なぜか不在であり、「東京合同3度の優勝に立ち会ったのは私だけ」との現支部長の発言を許す事態となった。）



東京合同チーム（前列右から2番目が島袋さん）

以上

追伸：勝手なことを縷々書きましたが、勝利に驕る不遜な輩の世迷い言と思ってご容赦ください。最後に、大会運営に携わった関係者の方々に厚く御礼申し上げます。大会当日、午前10時から午後2時半までの間、参加者一同充実した時間を過ごすことができました。これもこのような大会があつてのことだと思えます。

来年度もよろしくお願いいたします。

ソフトボール大会でM・V・P

東京合同法律事務所 島袋 宗太

ソフトボール大会に参加の皆様、お疲れ様でした。また企画、開催して下さいました団東京支部の皆様、ありがとうございました。

我が東京合同チームは雨天順延のあおりで、参加者確保が難しく出場自体が厳しい状況でしたが、なんとか数人の助っ人の力を借り参加することができました。

(助っ人の皆様ありがとうございました。)

しかし、成績は3勝1分け無敗という、すばらしい結果で優勝することができました。負けないということは重要ですね。自分に負けないとか……。おまけに私は、MVPというすばらしい賞をいただきました。受賞理由は「一生懸命走ったから。」後輩には「般若の顔になっていた。」と言われました。選んでいただいたチームメートにも感謝いたします。

対戦した①南部・五反田・労弁チーム②立川姫ゴonz③代々木チーム④城北ヤコブチームの4チームはそれぞれ強豪、やや強豪でした。

そんな4チームとの激戦を勝ち抜いた経験により、東京合同チームは来年はさらに強くなることでしょう。

守備力にも年々向上がみられますし、なんだか連覇の予感がします。今年は延期になった関係でかありませんでしたが、芝生が綺麗という噂の太田スタジアムでも是非試合がしてみたいです。

最後に、忙しい時期に快く参加メンバーを送り出して下さった所員の皆様ありがとうございました。

秋のソフトボール大会に参加して

ひめしやら法律事務所ソフトボール部 立川姫ゴonz監督

弁護士 伊吹 勝美

平成 22 年度秋のソフトボール大会が、11 月 22 日に大井ふ頭中央海浜公園野球場で開催された。そもそこの大会は、10 月 29 日に予定されていたものであるが、悪天候で延期されていた。

代替開催日となっていた 11 月 22 日も前日夜の天気予報段階で、降水確率 80 パーセントとされており、開催が危ぶまれていた。そして、各参加者が集まり、試合が始まる直前の午前 10 時頃には、雨も降り出し、開会式は、各チームの出場選手が開会宣言等を屋根のついたベンチの中から聞くという状況であった。

しかし、第 1 試合が始まる頃には雨も小止みになり、第 2 試合以降は、ほとんど雨が降ることなく試合進行ができた。この点で、本大会参加者の皆さんの日頃の行いの良さを改めて思い知らされた。



初参加の立川姫ゴonz

さて、今年から突然参加し、大会前に一部関係者の間で「秘密兵器」「優勝候補」などと話題になっていたにもかかわらず、本大会でブービー賞になったわが立川姫ゴンズについて紹介したい。

立川姫ゴンズという名称は、昨年秋にひめしや法律事務所内に設立されたソフトボール部の正式名称である。名前の由来についてよく聞かれるが、地名＋事務所名＋愛称の組み合わせから成っている。

発足後は、まず形から入ろうと、グローブ、バット、ボールを次々に通信販売で買い揃え、試合用にチーム名を表す「姫」の文字をあしらった紺色の帽子を発注した。この頃、法律事務所に毎日のようにソフトボール用品を届けることになった宅配便の係員が不審に思ったのか「どうしたのですか？」と所員に事情を聞いたほどである。その後、これが縁で宅配便会社のソフトボールチームと練習試合も行い、各部員も自主トレに励み、大会本番に備えた。

ところが、当初予定されていた10月29日が季節外れの台風接近で中止になり、11月22日に順延されることになった。運悪く11月22日には、我が姫ゴンズの主力級所員に、悉く裁判等の予定が入っていた。しかし、せっかくの機会だからと、エクスターンシップを事務所で行った法科大学院卒業生その他の関係者に声をかけ、当日参加した修習予定者にも入ってもらうことにして、なんとか人数を揃えて出場した。

肝心の戦績であるが、立川姫ゴンズの記念すべき1試合目は、9－4と完勝した。打撃、守備とも好調で、勝利を収めることができ、メンバー全員が初出場、初優勝が現実になるのではないかと思った程である。

しかし、第2試合を3－5で惜敗すると流れが悪くなった。第3試合に入ると、懸案だった守備に綻びが出始めて次々に失点し、焼け石に水程度の反撃はしたもの追いつけなかった。そして、第4試合に入っても悪い流れを止めることができず、スタミナ切れも手伝って、0－7と完封負けを喫してしまった。結局、立川姫ゴンズの初年度成績は1勝3敗、出場5チーム中4位という結果であった。

初出場、初優勝を目指していたことからすれば、この成績は満足できるものではない。しかし、主力選手が不在で、ソフトボール初体験のメンバーがいたことも考えれば、上出来だったとも言える。来年度は、立川姫ゴンズも体制を再構築し、優勝を狙えるチーム作りをして参戦したいと思っている。

参加予定の皆様、以後、お見知りおきを。

ソフトボール大会参加の修習予定者の皆さんの感想

◆視野を広げたいとの思いから、青法協主催の今年の七月集会に参加させていただき、そのご縁で、今回のソフトボール大会に参加させていただきました。

私は代々木フェニックスというチームに参加させていただきました。弁護士さん一名の他はみなさん事務員の方でした。私は左利きなので、左利き用のグローブを他のチームからお借りして参加しましたが、左利き用グローブがないチームが多く、右利き用グローブ

と左利き用手グローブを半々で使用しました。右手ではバックホームができないので、右利き用グローブの時は自分のところにボールが来ないように必至に祈りました。幸いにも飛んで来ず、失態を演じずに済んでホッとしました。

打撃はぼちぼちでしたが、ウィンドミル投法の女性投手の剛速球に対し、一回三振したことが悔しくて眠れないほどです。チャンスがあれば再戦したいと思います。

結局、順位は最下位でしたが、みなさんと和気あいあいとプレーが出来て、とても楽しかったです。参加された皆様、お疲れ様でした。

◆10年以上体育会系のソフトテニスをしていましたが、野球もソフトボールも経験がなく、全身テニス用のウェア、ジャージ、トレーナー、シューズで参加しました。

少し遅れて行ったので2試合目から参加し、東京合同法律事務所チームに入れて頂きました。結果は見事優勝でした。お役に立てたかは分かりませんが、優勝という貴重な経験をさせて頂きました。皆さん、思った以上に真剣で、負けず嫌いなところも見られてなかなか刺激的でした。未経験者なのに、あたたかく迎えていただき、最後の優勝決定戦の試合でも最後まで試合に出させてもらえて、嬉しかったです。最終回同点ツーアウト満塁の場面で打席が回って来た時はさすがにどうしようかと思いましたが、・・・まあ結果オーライですね！最後の守備のときの緊張感も昔の体育会の試合を思い出しました。

やっぱり、スポーツはいいですね。理屈抜きで楽しかったです。スライディングで打撲したらしい脛の痛みが心地よいです。次回も是非とも参加させていただきたいです！

◆ソフトボール大会に参加させていただきました。おかげで今日は筋肉痛で体が痛いですが。いかに体を動かしていないかが身にしみました。

僕は立川姫ゴンズというチームでプレイしました。最初は、「おっ、若い人が入ってきたね。これで期待できるね。」といわれましたが、僕は運動神経が悪いので、案の定、ほぼ打てませんでした。守りは外野でしたが、あんまりボールがこなかったのが救いです。今後のためにも、明日から走りこんで、運動神経向上に努めたいと思います。

◆「自由法曹団の大会」＝「普段机にばかり向かっている先生方の草野球的なもの」と想像していましたが、どうしてどうして、みなさん完全に本気モードでした。気構えがちょっと甘かったなと反省しています。

若いというだけで大いに（？）期待されて打席に立ったものの、ボールが見えずにバットは空を切り、守備につけばトンネルと球拾いのオンパレード……。試合の合間に3人でやったキャッチボールも、なぜか常に走って球を追いかけるというハードなトレーニングになりました。

結局、僕の参加したチームは1勝しただけ（その1勝は僕が参加する前の試合・・・！）でしたが、久しぶりに体を動かしたので気持ちよかったです。何よりも、まず100%降ると思っていた雨が奇跡的に降らなかったのが心地よく試合ができました。

どのチームも、事務所ぐるみで（そして事務所同士共同して）参加されているという感じで、和気藹々でした。修習生同士でも、ぜひこのような運動企画をやって親睦を深めたいと思いました。

自由法曹団東京支部第22回ソフトボール大会の記録

優勝 東京合同、
準優勝 南部五反田・労働
3位 城北・ヤコブ

4位 立川姫ゴングズ
5位 代々木フェニックス

	立川姫ゴングズ	代々木フェニックス	南部五反田・労働弁護	東京合同	城北・ヤコブ
立川姫ゴングズ		9-4 ○	3-5 ●	3-10 ●	0-7 ●
代々木フェニックス	4-9 ●		3-13 ●	3-6 ●	5-4 ○
南部五反田・労働弁護	5-3 ○	13-3 ○		6-6 △	5-7 ●
東京合同	10-3 ○	6-3 ○	6-6 △		10-8 ○
城北・ヤコブ	7-0 ○	4-5 ●	7-5 ○	8-10 ●	



自由法曹団東京支部ソフトボール大会 歴代優勝チーム

第一回 東京合同法律事務所
第二回 東京法律事務所
第三回 東京法律事務所
第四回 代々木総合法律事務所
第五回 東京法律事務所
第六回 三多摩連合
第七回 南部五反田
第八回 南部五反田
第九回 期成会
第十回 三多摩連合
第十一回 三多摩連合

第十二回 城北法律事務所
第十三回 南部五反田
第十四回 台東協同法律事務所
第十五回 南部五反田
第十六回 旬報法律事務所
第十七回 旬報法律事務所
第十八回 代々木総合法律事務所
第十九回 薬害ヤコブ・東京大気
第二十回 東京合同法律事務所
第二一回 代々木 フェニックス
第二二回 東京合同法律事務所

若手弁護士へのメッセージ

私の想ったこと

関原 勇

一人一人に顔がある

実務は1951年、合同事務所に在籍してからだ。事務所に依頼する地方の事件もあり、かねてから望んでいたのも、都内・関東近県と掛け持ちした。地方だと、事務所に来てもらうより、現場での相談ないしは見聞ができ、宿泊も関係者宅になる。「人」の理解は、生活を知れと「現場主義」を第一にした。

警察官が亡くなり、怪我をしたある県の集団暴行事件などでは、反対尋問の相手は警察官。これらで「捜査過程」の実態に触れ、組織証人特有の「誇張」「ねじ曲げ」「証言・予習訓練」に挑んだ。

一方、本職が保健婦の区議さんの力を借り、法律（生活）相談を都内で。彼女からは話を引き出すコツを伝授され、人間同士、意思の伝達は「言葉」だが、五感のうちから動員し得るものを活用した。刑事事件と民事事件に登場する方々、十人十色であった。

「論より証拠」（いろはかるた江戸風）

前項の刑事事件では、部分無罪が出たものの、知り得た事実と、判決との間に、言いしれぬ「違和感」があった。1955年から、謀略事件、冤罪事件弁護団を手伝った。前者は、駐在所爆破事件であったが、控訴審で著名弁護人が「内部爆破説」を主張。鑑定の結果無罪となった。警官証言に頼り過ぎ、「物証」を無視する裁判所の態度にあった。後者は、第一次上告審で「死刑」を含む原判決が、破棄差し戻しされ、第三次上告審までゆき、事件発生後17年ぶりで無罪が確定した。物証無視が中心だが、それ以前に、裁判所の態度が問題ではなかろうか。『史談裁判』の著者・森長英三郎は「井の中の蛙がいかに経験を積んだところで真実にそう事実認定はできない。豊かな人生経験による人生の機微を洞察しうる眼を伴わなければならないのである」（ジュリスト412号p.31）。

話上手は聞き下手

「このはしをわたるべからず」の高札を無視して、一休さんが橋の真ん中を渡るというのが頓知才覚の見本と、子どものころ聞かされた。率直に言えば「言葉遊び」で、批判的に言えば、相手の錯覚あるいは誤解しそうな問いである。「一を聞いて十を知る」とは、頓知筋の表現で、「聡明で、一部分を聞いて他の万事を理解すること」（広辞苑）いわゆる「頭の回転」が早い秀才をいう。

法曹には、この手の人が多いのではあるまいか。一步譲っていえば、前段のような「洞察力」を持ってもらえば、これに超したことはない。前記「タイトル」を探しながら、有能だという取調官は、「頭ごなし」（相手の言い分をよく聞かず、最初から一方的に物を言うこと～広辞苑）と気づいた。

急(せ)急(い)ては事を仕損ずる

裁判員裁判・公判が始まり一年以上経った。「厳罰化」傾向という。検察官の「映像」駆使のパフォーマンスか、被害者参加制度の後押しが「庶民」正義感を昂揚させたか、深

層心理の「お上の仕事を手伝う義務感」からか？ この社会は「罪を 悪(にく)く)悪んで人を 悪(にく)く)悪まず」という寛容さを顧みなくなったようだ。

最近、死刑判決まで裁判員を巻き込む事態となった。死刑・無期懲役をはじめとする厳罰化は、犯罪の抑止力にならない。法廷で、被告人の言い分をよく聞き、事件の背景まで視野に入れ、彼らにたいし「公平・公正」な裁判受けたという実体験を与えてこそ、再犯防止につながると確信する。裁判員裁判から、量刑をはずすか、審理期間限定の裁判員裁判だけではなく、従来裁判との選択制を導入すべきではなかろうか。要点主義、効率主義が裁判員裁判をむしろゆく危険を感じている。

坂本福子先生「若手弁護士へのメッセージ」を読んで

あかしあ法律事務所 大久保 佐和子

弁護士登録をして3年が過ぎました。ここ数ヶ月は産休をいただいております、この3年で担当した事件や行った活動について少し考えてみる時間がありました。振り返ってみると、無事事件が解決でき、依頼者の笑顔を見られたときの喜びはひとしおです。一方で、最も難しいことのひとつは、依頼者とどう向き合うか、解決に向けてどうともに歩んでいくか、なのではないかと感じています。そんなことを考えていた折、先月号の坂本福子先生の「若手弁護士へのメッセージ」を拝読しました。

印象に残った部分はいくつもありましたが、なかでも、「67年春闘での賃上げ引き上げと引き替えに女性30歳以上の解雇」という事件に関する記述はとても印象に残りました。坂本先生も書いておられるように、「30歳定年制」自体、現在では考えられないことでその事件の内容自体に非常に驚きましたし、何より、解雇（定年）の対象となった女性8名のうちたった一人だけが原告となり裁判を闘ったというのは非常に重い事実であると感じました。組合ですら多数決で女性30歳以上の解雇を受け入れてしまったという状況の中、たった一人で裁判に臨んだ原告はどれほど勇気がいったことか、その裁判闘争に勝利して新しい道を開くために、坂本福子先生をはじめ、弁護団はその原告女性とどのように向き合い、裁判を闘ったのか、原告、弁護団ともに並大抵の覚悟がなければできない、険しい道を乗り越えられた状況がうかがえました（そこで、手元にあった『格闘としての裁判』を読み返してみたところ、この原告に裁判を決意させたのは坂本先生の一言だったことがわかりました）。

さらに坂本先生は、数々の裁判闘争の中で、「(原告)女性たちが自分の権利というより、権利確立を次へつなげたいという思いから苦しい裁判まで起こして頑張っていることを実感し」、「学ばせてもらった。」と述べられ、「裁判に勝つためにどうするかの理論構成は、弁護士としての大きな任務であることを強く感じる」として、多くの学者の理論を聞き、主張展開をしていったことを述べておられます。依頼者の気持ちを受け止め、そこから学び、またその思いに応えるために、弁護士としてすべきことはとことん追求するという坂本先生の気概、迫力が伝わってきます。若手の私たちは学ばなければならない姿勢、忘れてはならない姿勢だと感じました。

そして、坂本先生は判例だけでなく、立法へつなげることへの重要性に最後に触れられていました。私は事件に向き合っていると、どうしてもその一つ一つの事件解決でいっぱ

いいっぱいになり、そのような視点を忘れがちだったり、わかっていても忙しさを理由に事件対応だけで終わってしまったりすることもあります。坂本先生のメッセージによって、その裁判でどう闘い、勝利するかだけでなく、更に大きな視点をもちながら、その実現に向けて具体的に行動することの重要性を再確認させられました。

弁護士登録をして3年経ったこの時期に、大先輩である坂本福子先生のメッセージに触れ、弁護士としてどう事件や活動に取り組んでいくのか、どう進むべきかを改めて考え、確認する大切な機会をいただきました。

私たち若手弁護士にとって、先輩弁護士の経験談を聞くことができるのは非常に貴重なことです。ただ、一緒に事件を担当させていただいたときなど、お話を聞ける機会は意外とか限られています。是非また先輩弁護士からのメッセージをこのように載せていただけると大変嬉しいです。

「東京・9条まつり」に3000人

旬報法律事務所

島田 修一

- 1 10年11月13日、大田区産業プラザPIOは3千人で溢れ返った。その日開かれた「東京・9条まつり」に、東京の各地から詰め掛けた参加者と出演者である。そこでは、午前11時から午後8時まで、「9条はオレたちの宝!」「9条を世界に広げよう!」のスローガンの下、日本国憲法第9条を正面に据えた講演・対談・映画・音楽・演芸・展示等の多彩な催しが、館内の30に及ぶ会場で繰り広げられた。

日清戦争以降のこの国の戦争の歴史を問う、今日も混迷を深める東アジアの歴史と現在を考える、安保が国民の平和に生きる権利を侵害しているか否か検証する、軍事基地撤去の展望を探る、経済・財政・国民生活を破壊する「百年に一度の危機」の原因を探る、国民学校の模擬授業や戦争体験を民話で語る等々。小学生から99歳まで世代を大きく超えた数百人もの出演者が、さまざまな角度から9条の崇高な価値を熱く語りかけ、参加者は戦争の悲惨さや基地被害の実態を直視し、平和の尊さを再認識し、憲法が保障する豊かな人権を生かすことこそ平和の礎であることを噛み締めた。

「すごく楽しく勉強になった。歌あり、トークあり、料理あり。9条による平和があってこそこのような企画ができると実感した」、「イベントを通じて日本における戦争、この国が行った侵略の実態が分かった。それ以上に知りたい、学びたいとの気持ちになれた」、「沖縄の人が実際どのように考えているのか初めて知り驚いた」、「豊富な資料の展示に感心した」、「内容豊かで一日じゃもったいない」、「よくやってくれた、こんなことを」、「地域では思いつかない企画だった」等々の多くの感想が寄せられた。78の出店ブースでも終日、人が途切れることがなく、9条グッズの完売が相次いだ。

- 2 「9条まつり」は、九条の会東京連絡会が呼びかけて都内各地の九条の会とともに実行委員



会を作り、1年前の09年11月から準備をスタートさせた。目標は、9条をまもる運動、平和・民主主義・人権などの課題に取り組んでいる個人や団体が一堂に会し、自ら主人公となって発信し、多くの人々とつながりあうことを通し、首都東京において9条改憲反対の世論をさらに大きく力のあるものにしていく、に置いた。

この目標を実現するため、実行委員会は定例会議を毎月開き、実行委員長以下の運営体制を確立して毎週のように実務者会議を開き、東京地評や東京土建を始め多くの団体から賛同・協力の支援を受け、成功協力券7千枚、ポスター1千枚、チラシ24万枚を普及する等の旺盛な運動を進めた。また、東大和九条の会は市内28ヶ所の市の掲示板にチラシを貼って宣伝、あきる野九条の会はバスで会場に駆けつける、さらに韓国の牧師、ワルシャワ大学教員、ドイツ人女性、保守系都議会議員に呼びかけて会場まで案内する等、各地九条の会も地元で「主人公」となって準備を進めた。

こうして、市民による手づくりの運動を推し進めた結果、東京ならではの多彩な催しで上記の目標を確実に実現し、赤字を出さず、事故もなく、インターネット中継（N P J）を通して世界にまで発信することができたのである。

- 3 「9条まつり」の成功の土台には、創意を持ち寄り、パワーを発揮し、大量の宣伝と成功協力券による一大募金運動があったことを重要な教訓として、今後にも活かしていくことが大事である。また、「9条まつり」の成功は、9条改悪を許さない今後の運動に大きな展望を与えることとなった。「励まされた。この成果を地元の人々に伝えたい」、「東京のエネルギーはすごかった」、「日本でこのような運動が行われていることに感銘した。韓国に戻ったら伝えたい」等々の感想にみるように、参加者は改めて9条を守るために今後何ができるか、何をしなければならないか、の決意を新たにしたのである。

地域・職場・学園の垣根を超えて九条の会が集まり、長い時間を共有したことは東京では初めての経験であったが、この成功を各地九条の会運動に活かしていく、この成功は9条運動を飛躍させる一里塚となった、実行委員会は以上を確認することができた。また、「9条まつり」を通して人々が知り合い、人的つながりを強めることができたことは、東京の9条運動の大きな宝となったものである。東京連絡会はこの貴重な財産を、記録を通して、当日参加できなかった方々に知らせていく予定である。

最後に、「9条まつり」成功のために出演いただいた内藤功団員（「軍事基地撤去の展望」を講演）、高橋宏団員（横浜合同法律、「米軍犯罪と憲法9条」を講演）、笹山尚人団員（討論「連戦連勝！首都圏青年ユニオンが教える仕事トラブルの立ち向かい方」）、弁護士9条の会・おおたの皆さん（東京南部法律ほか、オムニバス「憲法の力で社会を変えよう！」）、司会（基地問題）の高石育子団員、警備の宮川泰彦団員と団東京支部執行部に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

東京・9条まつりに参加して

北千住法律事務所 水田 敦士

2010年11月13日に開催された「東京・9条まつり」に妻と参加しました。

当日は、とても賑わっており（来場者は3000人以上！）を、各団体のブースのほ

か、様々な企画（支部ニュース443号において、高石育子先生が仰っておられるように、「一日ではまわりきれないくらい多種多様な企画」）が催されており、どの企画に出ようかととても迷いました。

私はジェームス三木さんと小森陽一さんの対談を聞き、それから、模擬授業に出ました。模擬授業というのは、国民学校初等科の音楽の授業を聞くというものとナチスのホロコーストを題材とした社会科授業でした。また、展示室を回り、色々な方のお話を聞くことができました。

言うまでもなく、憲法は、国民が「守る」規範なのではなく、権力者に憲法を「守らせる」規範です。憲法は、権力を縛り、拘束することによって、各人の自由を守るという意図を持って作られ、国の組織や作用を漫然と定めた規範ではありません。人権の保障とは、権力に対して、「ここを踏み込むな」ということを文章の形で、予め明示することによってなされるものです。

ところが、国民学校初等科の音楽の授業では、国家権力が学校教育の場に踏み込み、軍国主義の精神を叩き込み、「天皇のために死ぬことのできる兵士に育てる。」という思想教育が徹底的に行われてきました。音楽は身近なものであり、簡単に頭に入っていくやすいものです。子どもでもすぐに覚えて口ずさむことのできるように旋律が工夫されている巧妙さを感じて、寒気がしました。

最後に一言。こうしたお祭りによって、憲法のことを知る機会はとても良いと思うので、これからも続けて欲しいと思います。ただ、魅力ある企画がいっぱいあり、いささか「消化不良」の感がしたのが少し残念に思いました。

以 上

自由法曹団東京支部第39回総会のご案内と実施要領

2011年の東京支部総会の実施要領をお知らせします。

2010年は、4月の沖縄大集会に象徴されるように、国民の政治への怒りが噴出した年だったと思います。2009年の総選挙で民主党が大勝し、自公からの政権交代を成し遂げたのもつかの間、鳩山政権が普天間基地撤去問題でローリングを繰り返した挙句、ついに倒壊しました。その後を引き継いだ菅政権は、7月の参議院選挙で惨敗し、その後も指導性のなさが露呈され、ついに支持率が20%台に突入するという混乱状態です。

東京支部は、東京都のネットカフェ規制条例に反対して個人情報の保護に貢献し、青少年保護育成条例を改悪し「非実在青少年」なるものに対する表現の自由の侵害を阻止しました。サマーセミナーでの裁判員裁判の実情と今後の見直しへの議論を開始しました。毎月の労働街頭法律相談でも、多くの人々が不況と雇用の面で厳しい状況にあり、嘆きと怒りの声を受け止めました。築地市場移転問題では、現地調査と学習会を実施し、都議会を無視した東京都の暴挙を阻止するための活動の準備をしています。第22回ソフトボール大会は、雨天で初めて順延して実施し、計5チームの参加にとどまったものの、少数精鋭による熱闘が繰り広げられました。修習予定者に多数参加してもらえたのも、将来につ

ながるいい経験だったと思います。

2011 年の総会は、昔からの温泉地・保養地として名高い熱海で開催します。2010 年の疲れを癒して英気を養い、また、2011 年のさらなる戦いに備えて展望を語り合おうと思います。衆議院比例定数削減、憲法審査会など、2 大政党が一致すればすぐにでも実現しかねません。労働者派遣法も一向に審議が進まず、中途半端な改正案のままではむしろ派遣労働者の地位に固定化する危険性の高い法案としており抜本改正が必要です。貧困問題も、この年末年始は派遣村の設置は見送られることとなり、ワンストップサービスや就職支援セミナーなどを年末が近づいてから準備する程度で、根本的な対策は一向に進められていません。こうした情勢を踏まえて、支部総会を大規模に成功させ、国民生活、都民生活の改善につなげるよう熱い議論をしましょう。総会の要綱は下記のとおりです。

2011 年は、春に東京都知事選挙と統一地方選挙があります。弱者を踏みつけにし福祉を贅沢と切って捨てる「石原都政」路線を転換し、「都民のためになる都政」の実現のために力を尽くしたいと思います。そのためにも長期展望を踏まえた「未来の東京」の在り方を議論する必要があると思います。今回、渡辺治先生にご講演をいただくことになり、非常に時期にかなったお話しがいただけるものと思います。それを踏まえて東京支部独自の活動の構築を考えてゆきたいと思います。

2010 年 12 月

自由法曹団東京支部 支部長 藤本 齊

実 施 要 綱

- 1 日 時： 2011 年 2 月 25 日（金）13 時～26 日（土）13 時
- 2 場 所： ホテル池田（熱海市東海岸町 12-40）
TEL 0557-81-9161、Fax 0557-81-8878
熱海駅より徒歩 6 分
- 3 参加費： 17,000 円（会議費、宿泊料、懇親会費こみ。当日現金にて徴収）
なお、2 次会費は別途いただきます。
- 4 総会次第
第 1 日目 午後 1 時～1 時 30 分
開会、議長団選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続きの説明
午後 1 時 30 分～午後 3 時
記念講演：「仮題 2011 年の情勢を展望して未来の「東京」の在り方を考えるー 春の東京都知事選を見据えて」
講演者：一橋大学名誉教授 渡辺治先生

渡辺治先生のプロフィール

東京都生まれ。1972 年 3 月に東京大学法学部政治学コースを卒業後、同年 4 月に法学部公法コースに学士入学。1973 年 3 月に同コースを中退。同年 4 月より東京大学社会科学研究所助手。1979 年 10 月からは東京大学社会科学研究所助教授。1990 年 4 月からは一橋大学社会学部教授。2010 年 4 月一橋大学名誉教授。

午後 3 時～ 3 時 3 0 分	質疑応答
午後 3 時 3 0 分～ 3 時 4 5 分	休憩
午後 3 時 4 5 分～ 4 時 1 0 分	議案提案、会計監査報告
午後 4 時 1 0 分～ 5 時 3 0 分	討論
午後 6 時 3 0 分	懇親会

第 2 日目

午前 9 時～正午	討論
正午～午後 1 時	討論のまとめ、議案・予算採択・決算承認 特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

- 5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返送ください。
1 月 2 1 日を第 1 次の締め切りとしますので、よろしくお願いします。

- ◎ 特別報告集を作成します。どなたでもご寄稿できます。テーマはご自由です。字数もご自由です（1 頁は 1 2 0 0 ～ 1 6 0 0 字の予定です。写真は白黒で入ります。）横書きで、題名は必ず付けてください。締め切りは 2 0 1 1 年 1 月 2 1 日です。原稿は東京支部メール（dantokyo@dream.com）にお送りください。お問い合わせは支部事務局まで。

自由法曹団に期待する

東京革新懇事務局長 新堰 義昭

はじめに

自由法曹団東京支部は、東京革新懇の賛同団体として参加され、代表世話人として藤本齊支部長を派遣し、活動にご理解・ご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。また、鶴見祐策弁護士にも、代表世話人としてご尽力をいただいております。

「三つの目標」で、国民が主人公の政治をめざす

東京革新懇は、「国民が主人公の政治」を展望し、「生活向上、民主主義、平和の三つの共同目標」（注）にもとづき、思想・信条の違いをこえて多くの方々や団体と国民的共同をすすめています。正式の名称は、「平和・民主・革新の日本をめざす東京の会」と言い、略称は、東京革新懇です。なぜ略称に「懇」があるかといえば、1981 年に「懇談会」として発足したからです。

（注）革新懇の三つの共同目標

- ①日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ②日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

自民党政権に回帰する民主党政権

国民の「政治を変えたい」との願いと運動の結果、戦後長く続いた自民党政権からの「政

権交代」が実現し、民主党政権が生まれました。しかし民主党政権は、そのマニフェストを反古にし、大企業優遇でも日米軍事同盟の強化でも、自民党政治の回帰を強めています。臨時国会では、「有言実行内閣」と称するものの、今や「失言実行内閣」の体たらくで、国民の失望が広がっています。

革新懇が出番の情勢

長引く不況と「構造改革」路線による貧困と格差が深刻化する中で、「政治を変えたい」との国民の願いは根深く、今後の政治のあり方を求めて真剣な模索が続いています。どの政権であれ、国民を苦しめる諸悪の根源である、大企業優遇、日米軍事同盟強化に固執する限り、国民との非妥協的矛盾により、「短命内閣」は避けられません。「三つの共同目標」は、多くの国民が一致し共同できる「羅針盤」です。今日の閉塞状況を打破し、「国民が主人公」の政治へ本格的に前進するには、「三つの共同目標」で合意を広げ、国民世論の多数派を形成することが不可欠です。この役割を担うのが革新懇の活動であり、今、その出番です。

幅広い共同をめざして

全国各地の革新懇運動では、その地域の顔である知識人、文化人、宗教者の皆さんが呼びかけ人となり、幅広い共同をつくる上で、大きな役割を果たしておられます。その中には、多くの弁護士さんも含まれています。弁護士の皆さんは、社会的信頼も高く、弁護活動を通して多くの接点を持っておられます。東京革新懇は来年に 30 周年を迎えますが、まだ未結成、休眠中の自治体もあります。積極的なお力添えをお願いするものです。

以 上

事務所紹介 新和総合法律事務所

新和総合法律事務所 坂口 禎彦

2006年1月に市ヶ谷の地で新しく事務所を開いて早や5年になります。

それまでは池袋の城北法律事務所にいました。私が事務所を開設するにあたって考えたことは、弁護士が永く執務できる法律事務所を造るためにはどのようにすればいいかという事でした。事務所の運営は共同して、仕事は各自がそれぞれの分野で行っていくという極平凡な事務所として始めましたが、ただ憲法の理念を実現することを基礎として築き上げていくことだけは守っていきたいと考えていました。

設立5ヶ月目には福岡から松岡肇弁護士を迎え、2008年9月には現行61期の五十嵐哲弁護士を迎え現在弁護士3名で運営しています。現在の事務所になってからは、担当する事件もそれまでの事案以外でも成年後見など家事事件から、著作権などの新たな分野の相談、訴訟も増え、勉強し学びながら仕事に取り組んでいる状況です。

私自身が提訴以来一貫して取り組んできた中国人の戦後補償問題や、中国残留日本人孤児の問題については今後も最後まで関わっていきたいと考えています。「人の心の痛みをわかるもの」でありつつ、かつ紛争の妥当な解決のために力を尽くしたいという「志」を

忘れないで仕事に取り組んでいきたいと思います。

21世紀は東アジアの中での日本を意識せざるを得ない時代だと思います。新しい平和の時代にふさわしい総合法律事務所として「新和」の名に恥じない様、みんなで頑張っていきたいと思います。設立満5周年にあたって、私どもは決意を新たにしています。今後ともよろしくお願いします。

11月支部幹事会議事録

出席者 8人

1 ソフトボール大会

参加は5チームだったが、実施してよかった。急な日程でやったが、急遽作った混成チームでがんばった。

修習予定者が大勢参加した。13人程度。修習直前で情報交換の場にもなったと思う。懇親会でも盛り上がった。

次回は事前に予備日を設定しておいて、10月末と11月初旬に予定しておく。予備日は日にち優先で、4コート程度でよい（参加は減ると予想されるので）。

審判は、できればカウンターが欲しい。次回は審判の募集も大々的にやる。

費用は、11万4862円を本会計から補填した。参加費なども徴収しなかったのだ。

2 裁判員裁判アンケート

情状問題～弁論再開問題？詳細は支部ニュースに書いてもらうようお願いする。その結果を特別報告集にもまとめてゆきたい。

3 日航退職強要等事件について

事件報告：佐藤幹事長、1月の支部ニュースに掲載する。

4 第39回総会準備

組織関係：今年は12月幹事会で選挙管理委員会を立ち上げる。與那嶺団員・服部団

員に依頼

1 月支部ニュース（1 月 12 日発送）で支部長・幹事の自薦・他薦を受ける。

議長も選任する（一人は新幹事長）

会計監査：大崎団員（1 月中旬ころ実施）

講師は渡辺治先生・・・打ち合わせはどうするか→支部長からメールアドレスをもらって連絡を取り、打ち合わせ日程を入れる(先生は相当忙しそう)

5 人事：幹事長

6 特別報告集：項目の割り振りを若干変更する。各項目で担当を決めて確認する。断られた場合には、同テーマで他の人を推挙するよう頼むか、弁護団で責任をもって引き取ってもらう。

7 支部ニュース

12 月号ではスポーツ大会と、総会の案内を出す。他は依頼済み。

1 月号は締め切りが年明け早々なので、年頭あいさつ(支部長)、日航退職強要事件（佐藤幹事長）、都議選を迎えるにあたって(横山事務局長)と、あまり督促の手間のかからない布陣で。特に総会の案内があるので、期日は守る。

8 築地問題

年明けに動きが出るか。考える会に申し入れて動きを作りたい。予算執行の話は実際どうなったのか。民主党と共産党からは批判のコメントが出ている。

9 街頭相談・宣伝

1 1 月も天候不順で延期。1 2 月は 9 日午後 4 時～6 時に中野で実施予定。

日誌 1 1 月 1 1 日～1 2 月 8 日

1 1 月 1 1 日 憲法共同センター幹事会、比例定数削減反対集会・議員要請

1 3 日 9 条まつり（大田区産業プラザ P I O）

1 5 日 都民連世話人会議、1 2 月 1 4 日集会第 2 回実行委員会

1 7 日 憲法会議 4 5 周年誌編集会議、団体・地域代表者会議（革新都政を作る会主催 エデュカスホール）

2 2 日 第 2 2 回東京支部ソフトボール大会

2 5 日 支部幹事会

2 6 日 1 2・1 4 都民の集い街頭宣伝行動(新宿)

2 9 日 1 2・1 4 都民の集い第 3 回実行委員会

3 0 日 比例定数削減反対署名決起集会（ラパスホール）

1 2 月 2 日 支部事務局会議、憲法会議幹事会

7 日 1 2・1 4 都民の集い街頭宣伝行動（有楽町）

先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。

1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。

保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。

NEW! 所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・

保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

傷害による死亡・後遺障害の補償について

ても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることが出来ます。

病気で保険金を受け取っても、継続することが出来ます。(通算支払1,000日まで)

最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)

半年払(1月・7月払込)は、月払より更に6%以上保険料が割安です。

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ10-07776(平成22年11月5日作成)

